

新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営方針

令和2年6月18日

野 木 町

目 次

1. 感染症対応方針	1
2. 今後の検討課題	1
1) 指定避難所以外の避難所の開設	
2) 分散避難について	
3) 避難所における専用スペース等の設置	
4) 物資の準備	
3. 発災時の対応	2
1) 避難所の開設	
2) 避難所での感染予防	
3) 避難所運営に係る職員等の留意点	
4) 避難所内で感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）が発生した際の対応	
4. 避難所の閉鎖	5
○参考資料	6
・ 感染症対策のための避難所入退所のルール	
・ 緊急性の高い症状のチェックリスト（参考）	
・ 健康管理表	
・ 浸水時の避難所一覧表	
・ 指定避難所一覧表	
・ 指定緊急避難場所	
・ 福祉避難所一覧表	
・ 避難地一覧表	
・ 指定避難所レイアウト	

新型コロナウイルス感染症に対応するため、避難所の運営については、「避難所運営マニュアル（野木町）」を基本としながら、以下に示す点について留意の上、行うこととする。

1. 感染症対応方針

- ① 避難所の過密状態防止
- ② 可能な限り多くの避難所の開設
- ③ 避難者の健康状態の確認
- ④ 自宅療養者等の避難の検討
- ⑤ 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底
- ⑥ 避難所の衛生環境の確保
- ⑦ 十分な換気の実施、スペースの確保等
- ⑧ 発熱、咳等の症状が出た者のための専用のスペースの確保

2. 今後の検討課題

1) 指定避難所以外の避難所の開設

- ・指定避難所の収容人数が減少となるため、他により多くのスペースを要することから、指定緊急避難場所である地域の公民館等の開設について検討する。

2) 分散避難について

- ・避難所が過密状態になることを防ぐため、車中泊や安全な親戚宅、友人宅等への避難、また水害時には、垂直避難等を検討し、周知する。

※車中泊を行う場合には、指定避難所に必ず駐車すること。

※垂直避難を可能とするためには、あらかじめ洪水ハザードマップを確認していただく必要がある。

3) 避難所における専用スペース等の設置

専用スペースを設定する際は、町と施設管理者で事前に協議を行い、教室や会議室等の開放の確認を行う。また、必要に応じて、避難所の責任者が中心となり、事前に施設管理者と打ち合わせを行う。

① 発熱者等の専用スペースの設置

- 原則として、教室棟の3階を使用する。
- 発熱者の動線については一般の避難者とは別にし、トイレも別にする。

② 避難行動要支援者（傷病者、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦など）とその支援者の専用スペースの設置

- 原則として、教室棟の1階を使用する。

③ ペットの同伴について

- ペットの同伴については、今後検討する。

4) 物資の準備

- 町では、今まで備えていた物資等に加え、感染対策用の備蓄品を追加する。
- 町の備蓄品には限りがあるため、避難される方には可能な限り、感染対策を念頭においた非常持ち出し袋の準備をしていただく。

町	町民
<ul style="list-style-type: none">• マスク• アルコール消毒液• ペーパータオル (主に発熱者、体調不良者用)• ビニール手袋• フェイスシールド• サーマルカメラ• パーテーション 等	<ul style="list-style-type: none">• マスク• 体温計• ウエットティッシュ• 石鹸• ごみ袋• ビニール手袋• アルコール消毒液• 座布団• 食料（非常食）• 飲料水• スリッパ• お薬手帳、母子手帳• 常備薬 等

※垂直避難や車中泊を行う場合には、食料は1週間程度を備蓄しておくこと。

3. 発災時の対応

1) 避難所の開設

- 避難所において、3つの密（密閉空間、密集場所、密接場）を避けるため、可能な限り多くの避難所を開設する。
- 開設する避難所の居住スペースは、1人当たり4.0㎡とし、可能な限り家族単位とする。避難者の間隔は、2mを確保し、避難者同士は対面とならないよう配慮する。

① 指定避難所以外の避難所の開設（分散避難）

- ・状況に応じて、各施設管理者は、指定緊急避難場所の開設を行う。開設後、各施設管理者は、災害対策本部に開設した旨の報告を行う。
- ・水害時に限り、安全確保が可能な場合には、ご自身の判断により、垂直避難や親戚宅、友人宅等への避難も検討していただく。
- ・車両のみの避難の場合には、事前に安全な親戚宅、友人宅や総合運動公園等に避難させる。
- ・地震発災時には、公園等へのテント泊も可能とする。

② 自宅療養者等の避難の対応

- ・自宅療養等を行っている新型コロナウイルス感染症の軽症者等は、県（県南健康福祉センター）等に相談し、避難方法や避難場所などの指示を受ける。

③ 発熱者等の専用スペースの設置

- ・原則として、教室棟の3階を使用する。
- ・発熱者の動線については一般の避難者とは別にし、トイレも別にする。

④ 避難行動要支援者（傷病者、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦など）とその支援者の専用スペースの設置

- ・原則として、教室棟の1階を使用する。

2) 避難所での感染予防

- ・避難所においては、新型コロナウイルス感染症に限らず、感染症予防のために入口でのスクリーニング、避難者への感染対策の周知徹底、ゾーン分け、個室の確保、避難者の健康状態の観察と体調不良者の早期発見が重要である。

① 受付（入口）での対応

- ・受付では、機器を使用し表面温度計測を行うとともに、手指等の消毒を行う。表面温度計測で体温が高い方は検温を行い、発熱者かどうか確認する。
- ・発熱者、体調不良者等は、健康状態の聞き取りを行い、可能であれば病院を受診してもらおう。困難な状況であれば、発熱者等の専用スペースに移動する。
- ・健康状態の聞き取りには、健康状態チェックシート（別紙1）を使用し、記録を残しておく。
- ・受付に感染症対策のための避難所入退所のルール（別紙2）を張り出し、避難所でのルールの周知等を行う。

体調不良者等の専用の受付の設置

体調不良者等の自覚症状がある方のため、専用の受付を設置し対応する。専用の受付は、できる限り個室にするとともに、その個室にて検温等を行う。
※張り紙等を活用し、誘導を行う。

② 避難者への感染対策の周知徹底

- 感染対策の周知徹底として、避難者には、頻繁に手洗いもしくはアルコール消毒液による手指消毒（避難所への入退室時、咳やくしゃみや鼻をかんだ時、食事の前、共用のものに触れたとき、トイレの後）及び、マスク着用等の咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底することを周知する。
- 可能な限り、他者と接するときや、トイレなどの列に並ぶ際には、身体的な距離（1メートル、できれば2メートル以上の距離）を取ってもらうように周知する。
- 避難所の衛生環境の確保として、物品等は、定期的に、目に見える汚れがあるときには、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整える。また、ドアノブなどの共有部分の消毒も定期的に行う。

③ ゾーン分け

- 新型コロナウイルス感染症に限らず、感染症が発生した場合には、一般の避難者と感染者（症状が出た方）の居住スペースやトイレを別にし、動線についても分けるようにする。

④ 避難所の衛生管理

- 避難所内については、十分な換気（なるべく2方向、1時間に2回）に努めるとともに、避難者が十分なスペース（家族ごとに2メートル以上の間隔）を確保できるよう留意する。
- 避難所には症状を有する人がいなかったとしても、今後対応できるように、個室（空き教室等の活用）などを確保しておくことが望ましい。可能な限り、1グループの人数を少なくし、通路を多めに確保する。
- 同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくない。やむを得ず同室にする場合は、可能な限りパーティションで区切るなどの工夫をすることが望ましい。

⑤ 避難者の健康状態の観察と体調不良者の早期発見

- 定期的な健康状態の確認と、体調不良時にはすぐに申し出るように掲示版などを活用して周知し、プライバシーに配慮した相談スペースの設置（救護室等）を準備する。
- 症状を有する人を確認した際には、個室に誘導したのち、その周辺にいたグループの健康状態の観察を行う。

健康管理表の活用

自主防災組織及び地域自治組織の役員の協力を得て、避難者へ避難者カードを配布する際に、併せて健康管理表（別紙3）を配布し、継続して体温を測るようにする。

3) 避難所運営に係る職員等の留意点

- 受付時、複数の避難者に対応する際には、感染予防策を講じる。身体的な距離（1メートル、できれば2メートル以上の距離）の確保、手洗いやアルコール消毒液での手指消毒、マスク・フェイスシールドの着用、適切なタイミング・正しい着脱方法での手袋の活用などを行い、自身の体調確認を行う。疲労が蓄積して体調を崩さないように、交代勤務できるよう配慮する。
- 消毒や清掃にあたっては、職員のみでなく、避難者への協力を呼び掛ける。物の消毒にあたっては、マスク、ビニール手袋を着用する。
- 感染物はビニール袋に入れ、密閉して破棄する。

4) 避難所内で感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）が発生した際の対応

- 避難所内で感染症が発生した際には、医療機関や県（県南健康福祉センター）、町健康福祉課、避難所の医療チームと十分に連携の上で対応にあたる。

4. 避難所の閉鎖

- 開設した避難所は、適切に消毒を行い閉鎖する。

健康状態チェックシート

記入日時 令和 年 月 日 時 分 体温 度

氏 名 _____ 年齢 () 性別 (男 ・ 女)

連絡先 (携帯) _____

あてはまるものの数字に○をつけてください。

<現状>

- 1 基礎疾患、持病がある ()
- 2 妊娠している
- 3 日常的に薬を服用している (薬名)
- 4 該当なし

<症状>

- 1 熱がある (日前から 度)
- 2 風邪のような症状がある
(該当するものに○：咳、鼻水、頭痛、喉の痛み、その他)
- 3 息苦しさ(呼吸困難)がある
- 4 強いだるさ(倦怠感)がある
- 5 寒気、関節痛、筋肉痛などがある
- 6 その他 ()
- 7 該当なし

<経過表>

日にち	体温	症 状

感染症対策のための避難所入退所のルール

避難されてきた方へ

＜避難所に入所するとき＞

避難する際には、可能な限り、食料、飲料等の他、体温計、マスク（手作りマスク）、ウエットティッシュ、石鹸、ゴミ袋、ビニール手袋、消毒液、お薬手帳・母子手帳などを持参してください。

受付

- ① カメラによる表面温度計測を行います。体温が高く表示された場合には、体温計で体温測定を行います。
- ② 手指等の消毒をお願いします。
- ③ 下記「体調確認のための4つのチェックリスト」を確認し、体調不良者および医療的配慮が必要な人は、申し出てください。

体調確認のための4つのチェックリスト

（令和2年5月8日 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安参照）

1. 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれもない。

2. 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がない。

（※）高齢者の方、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

3. 過去2週間にPCR検査を受けておらず、検査結果待ちや濃厚接触者となっていない。

4. 上記1、2、3以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続いていない。

（症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。）

- ④ 入所後、「避難者カード」及び「健康管理表」を配布しますので、ご記入をお願いします。「健康管理表」は、毎朝の体温などを継続して記入してください。

- ⑤ 下記「感染症対策のための避難所生活のルール」を確認し、守ってください。

感染症対策のための避難所生活のルール

1. マスクを着用しましょう。
2. 流水とせっけんを手を洗いましょう(咳、くしゃみや鼻をかんだ時、食事の前、共用のものに触ったとき、トイレの後)。水が出ない場合は、アルコール消毒液で手指消毒をするかウェットティッシュで手を拭きましょう。
3. 炊き出しや配食に従事する場合は、手を洗いましょう。また、ゴム手袋及びマスクを装着しましょう。
4. 室内と屋外で履物を履き替えましょう。また、室内トイレを使用する際は、トイレ用の履物を使用しましょう。
5. 避難所内の皆さんで協力し合い、清掃を行いましょう。
6. 嘔吐者が出た場合は、救護班に申し出てください。マスクと手袋を着用し、嘔吐物を拭き取り、塩素系漂白剤等で消毒し、ごみはごみ袋に入れて袋をしぼりましょう。また、嘔吐などで汚染した衣類も感染源となるため、脱いだ衣類をビニール袋に入れて袋をしぼりましょう。
7. 会話をするときや列に並ぶときは、人との間隔をなるべく2メートル空け、座るときは、向かい合わせではなく背を向けましょう。
8. 食事の時などマスクを外した時は、会話を控えましょう。向かい合わせではなく、互い遠いか横並びになりましょう。
9. なるべく2方向の窓やドアを開けて、こまめに換気をしましょう。
10. 37.5℃以上の熱がある、強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある場合は、速やかに救護班に申し出てください。また、それ以外でも咳や、嘔吐、下痢が続くなど、感染症が疑われる場合についても、救護班に申し出てください。

<避難所から退所するとき>

- ① 居住スペースに忘れ物等がないか確認してください。ゴミは、原則として各自でお持ち帰りください。
- ② 「避難者カード」に退所日時を記入して、受付に提出してください。

緊急性の高い症状のチェックリスト（参考）

軽症者等本人が自らの経過観察（セルフチェック）を行う際に留意すべき「緊急性の高い症状」を整理しています。

- 新型コロナウイルス感染症の軽症者は、原則1日2回、以下の項目を確認してください。
- もし一つでも該当したら、ただちに帰国者・接触者相談センターに連絡してください。

【緊急性の高い症状】

※は家族等が以下の項目を確認した場合

〔表情・外見〕

- 顔色が明らかに悪い ※
- 唇が紫色になっている
- いつもと違う、様子がおかしい ※

〔息苦しさ等〕

- 息が荒くなった（呼吸数が多くなった）
- 急に息苦しくなった
- 生活をしていて少し動くと息苦しい
- 胸の痛みがある
- 横になれない。座らないと息ができない
- 肩で息をしている
- 突然（2時間以内を目安）ゼーゼーしはじめた

〔意識障害等〕

- ぼんやりしている（反応が弱い） ※
- もうろうとしている（返事がない） ※
- 脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする

新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口

- ・電話相談窓口（コールセンター） 0570-052-092（土日、祝日を含む24時間受付）
- ・帰国者・接触者相談センター 0285-22-0302（平日および土 8:30～17:15）
（県南健康福祉センター）
- ・厚生労働省電話相談窓口 0120-56-5653（平日および土日・祝日 9:00～21:00）

※相談窓口の受付日時については、随時変更される場合あり。

健康管理表		避難場所	氏名	生年月日	年	月	日	(歳)	平熱	°C
<p>●毎朝、体温を測定して記入してください。●身体的距離の確保、こまめな手洗いを、咳エチケットを守りましょう。 ●以下の場合は、必ず避難所運営スタッフ(救護班)に報告してください。 ・37.5℃以上の発熱がある・強いだるさ(倦怠感)がある。・強い息苦しさ(呼吸困難)がある。</p>										
入所日										
日	に	ち	/	/	/	/	/	/	/	/
測定時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
体温										
せき										
のどの痛み										
だるさ										
息苦しさ										
鼻水										
頭痛										
腹痛										
吐き気・嘔吐										
下痢										
味覚異常										
嗅覚異常										
その他										
日	に	ち	/	/	/	/	/	/	/	/
測定時間	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
体温										
せき										
のどの痛み										
だるさ										
息苦しさ										
鼻水										
頭痛										
腹痛										
吐き気・嘔吐										
下痢										
味覚異常										
嗅覚異常										
その他										

○ 浸水時の避難所一覧表

地区名	避難所名	住 所	電話番号
友沼	友沼小学校	友沼 916	56-0017
丸林西	町体育センター・町公民館	丸林 571	57-4179
新橋西・松原	野木第二中学校	野木 4048	55-2701
野木・野渡	野木小学校	野木 2450-1	56-0018
新橋東・丸林東・中谷・南赤塚	南赤塚小学校	中谷 508	56-0019

○ 指定避難所一覧表

番号	避難所名	使用する地域 又は地区名	収容 人員	施設の状況	管理・運営 責任者
①	友沼小学校	友沼区、潤島区の 各一部の地区	70	体育館	税務課 町民税係長
			143	教室	
②	野木町体育センタ ー・野木町武道館	松原区、丸林東、 新橋区の各一部の地区	142	体育センターなど	生涯学習課 スポーツ振興係長
③	野木第二中学校	野木区、松原区、 新橋区の各一部の地区	273	体育館	こども教育課 子育て支援係長
			140	教室	
④	野木小学校	野渡区 野木区の一部の地区	81	体育館	税務課 収税係長
			135	教室	
⑤	南赤塚小学校	中谷区 南赤塚区、丸林東区の 各一部の地区	72	体育館	住民課 給付・年金係長
			253	教室	
⑥	佐川野小学校	川田区、佐川野区	72	体育館	住民課 住民戸籍係長
			88	教室	
⑦	新橋小学校	松原区、丸林西区、 新橋区の各一部の地区	90	体育館	生活環境課 協働のまちづくり係長
			368	教室	
⑧	野木中学校	若林区 潤島区、南赤塚区の 各一部の地区	360	体育館など	こども教育課 学校教育係長
			167	教室	
⑨	野木町文化会館	友沼区、丸林西区、 松原区の各一部の地区	36	小ホール	生涯学習課 文化会館係長
⑩	老人福祉センター	野木町全域(要配慮者)	46	集会室など	健康福祉課 高齢対策係長
⑪	野木町公民館	野木町全域(要配慮者)	145	和室など	生涯学習課 スポーツ振興係長

※ 避難所における1人当たりの利用面積は、4.0㎡とした。

※ 野木町公民館及び老人福祉センターは、要配慮者を優先的に収容する施設とする。

○ 指定緊急避難場所

番号	避難場所名	番号	避難場所名
1	野木ホフマン館	10	丸林西会館
2	友西公民館	11	潤島公民館
3	松原コミュニティセンター	12	若林集落センター
4	野木会館	13	佐川野上集会所
5	野渡コミュニティセンター	14	佐川野中公民館
6	矢畑集会所	15	佐川野西公民館
7	篠山2集会所	16	佐川野下公民館
8	中谷生活センター	17	川田集落センター
9	土地区画整理記念会館		

○ 福祉避難所一覧表

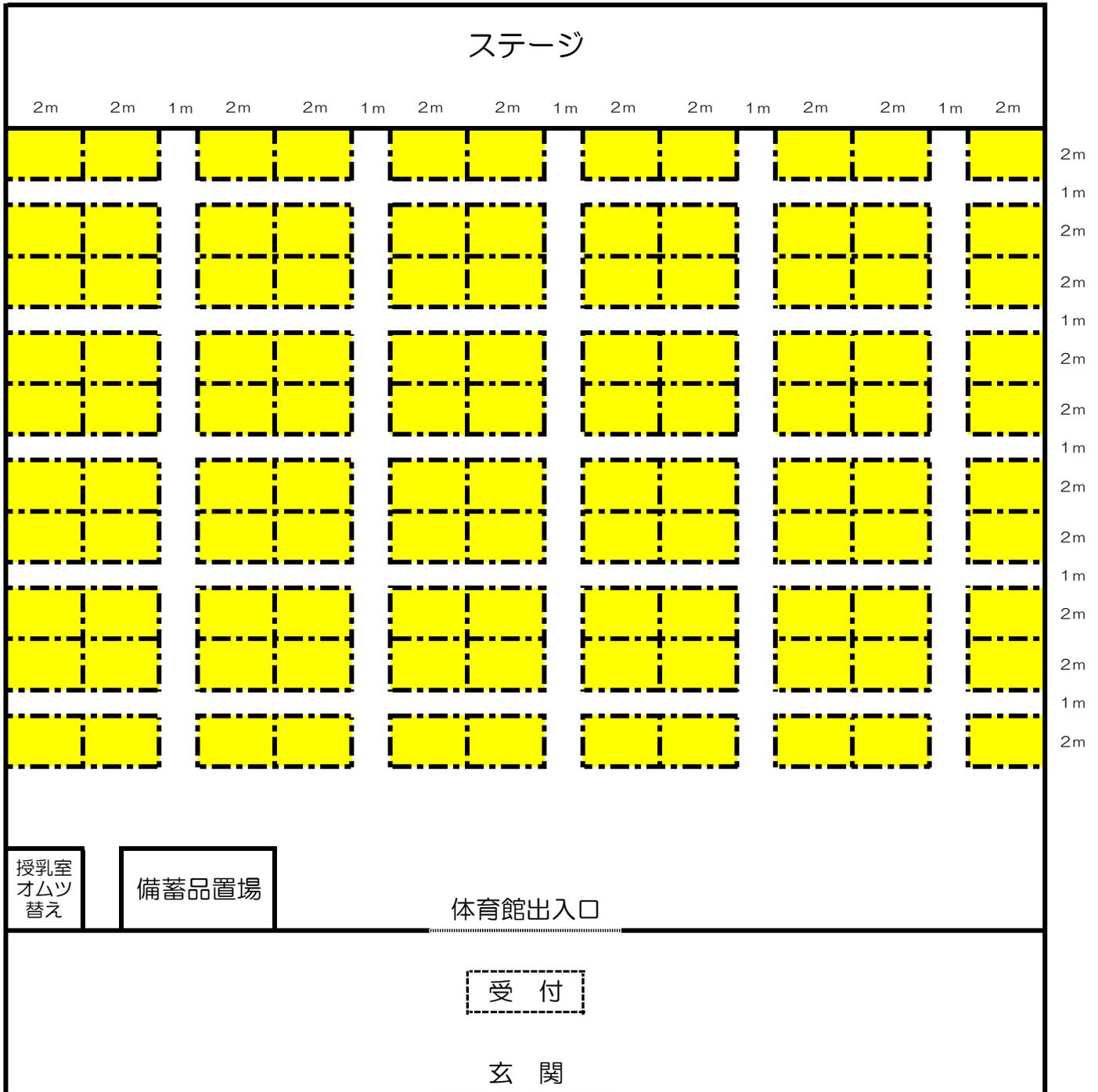
番号	避難地名	番号	避難地名
1	キラリの舎	5	花の舎病院
2	セルフ花	6	ひまわり荘
3	虹の舎	7	ホーム宙
4	野木病院		

○ 避難地一覧表

番号	避難地名	番号	避難地名
1	友沼川西コミュニティセンター	10	北山公園
2	野渡コミュニティセンター	11	新城公園
3	馬場公園	12	丸林中央公園
4	丸山公園	13	あじさい公園
5	愛宕公園	14	赤塚ふれあい公園
6	富士見公園	15	野木町総合運動公園
7	都公園	16	新橋西公園
8	みずき公園	17	とどろき公園
9	さつき公園		

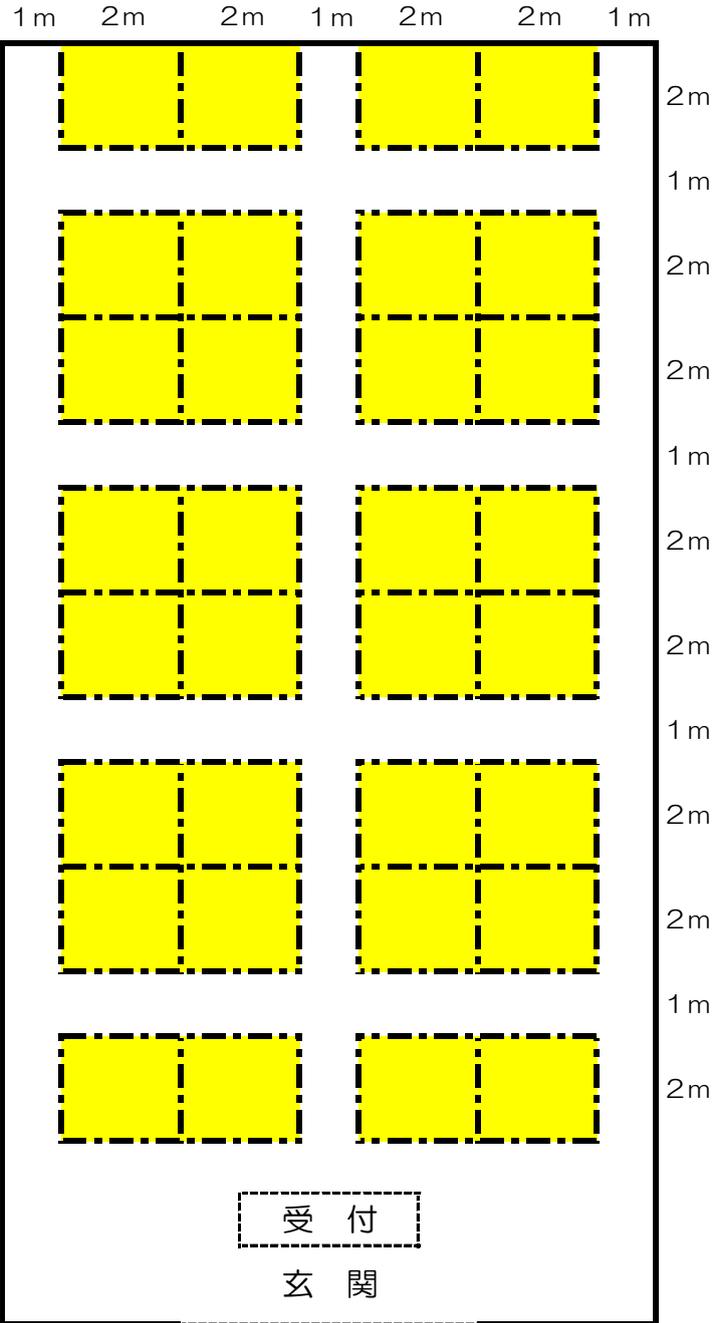
町体育センター レイアウト

収容人数 110名



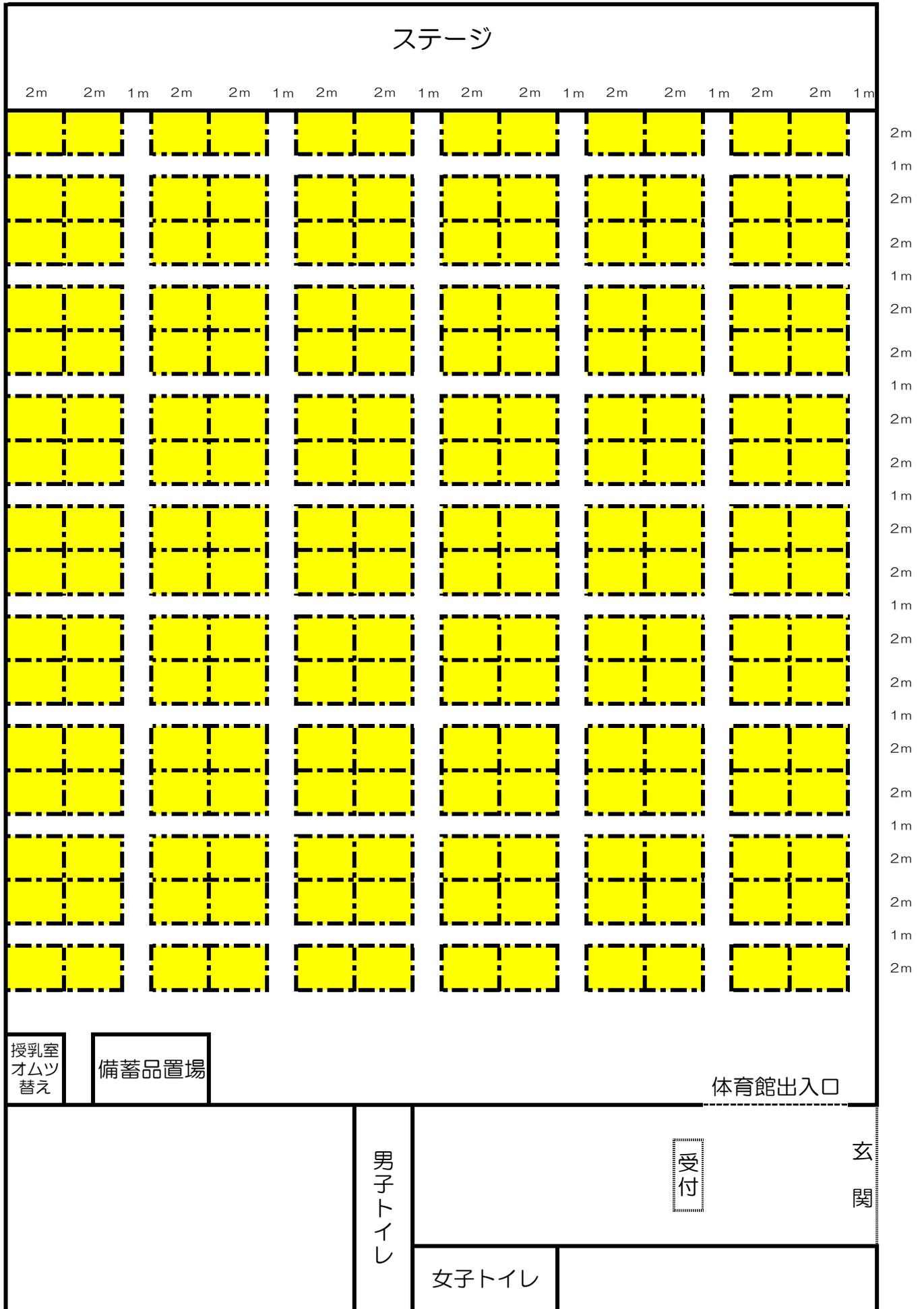
野木町武道館 レイアウト

収容人数 32名



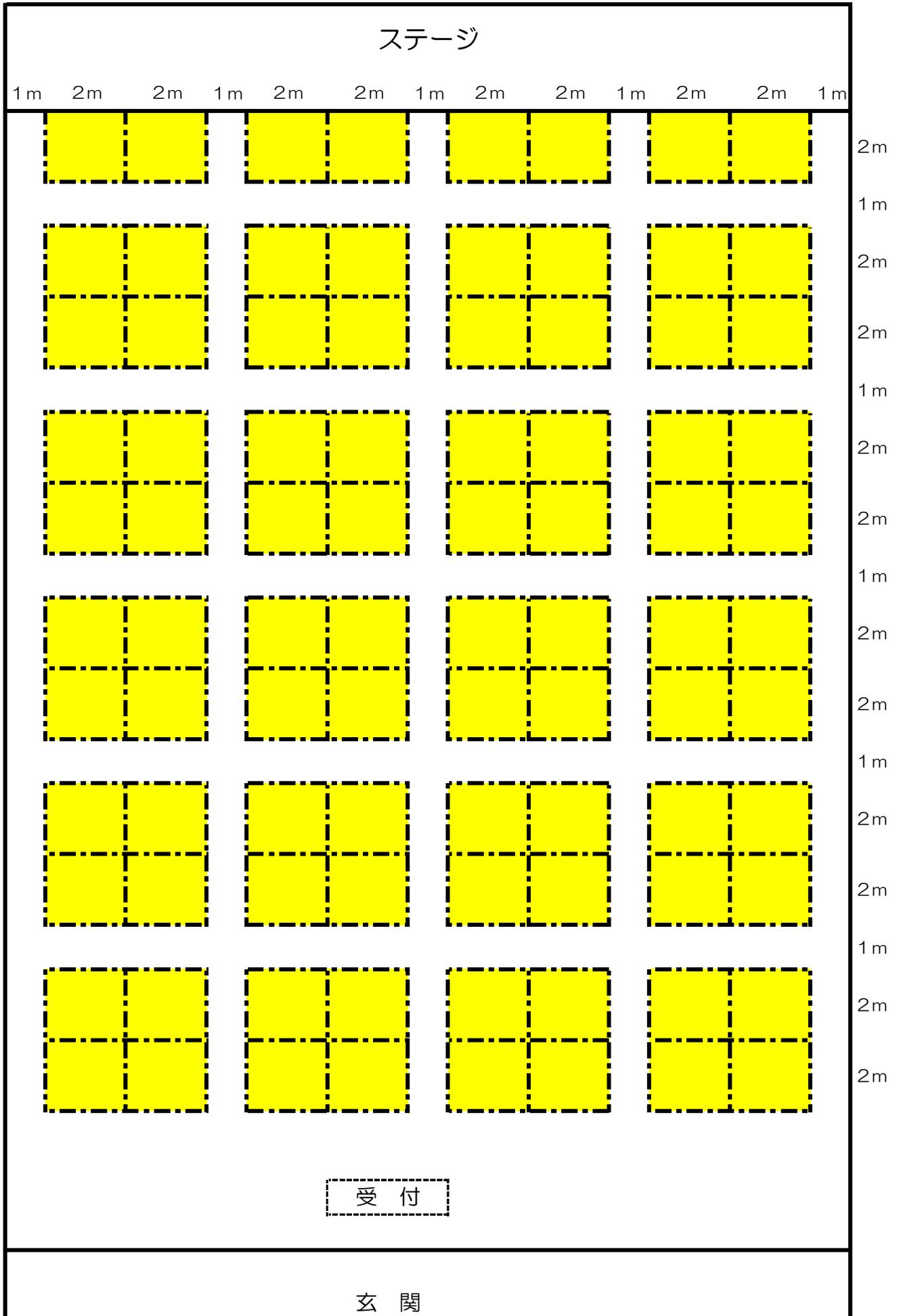
野木中学校体育館 レイアウト

収容人数 192名



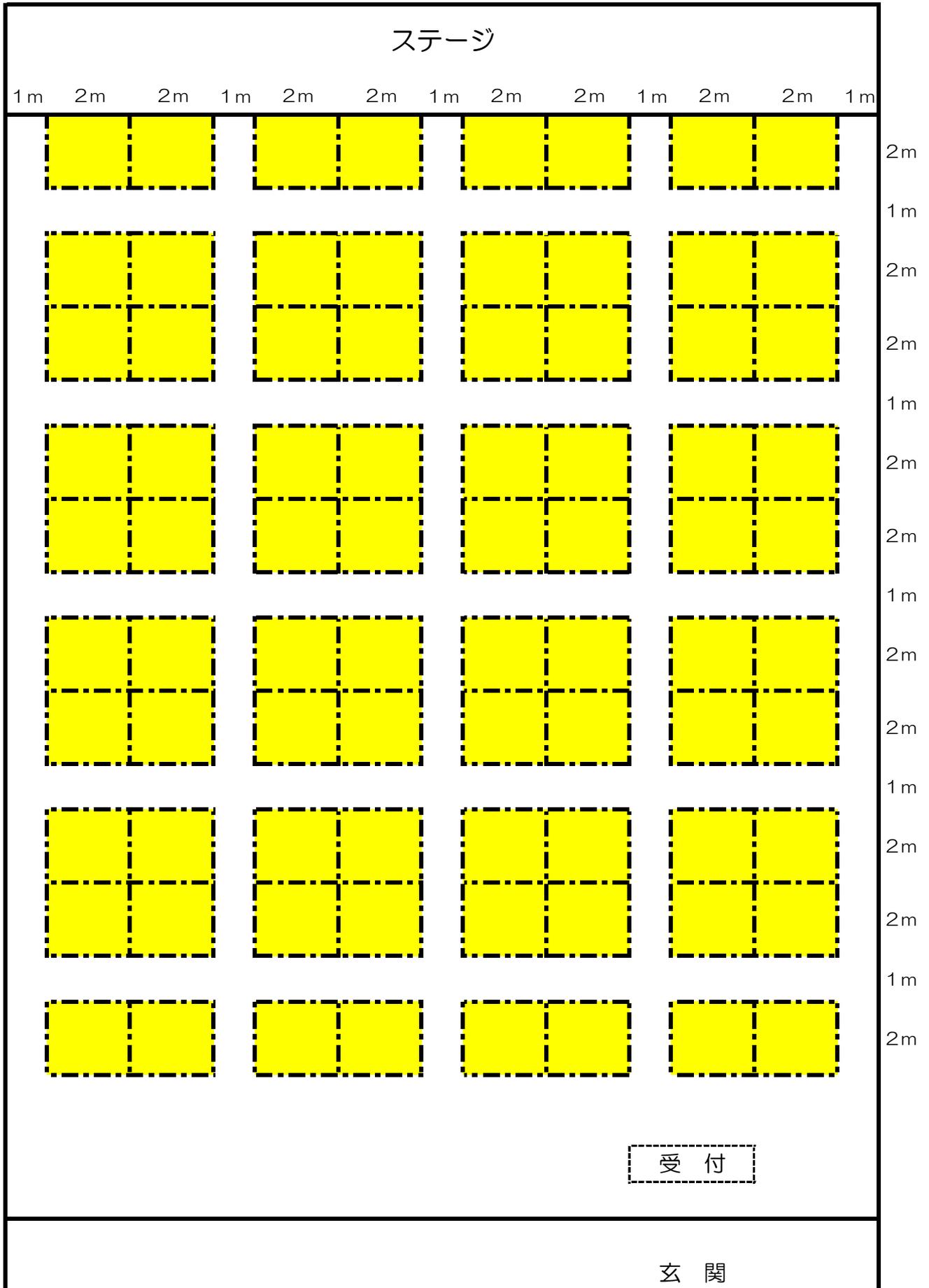
野木中学校第二体育館 レイアウト

収容人数 88名



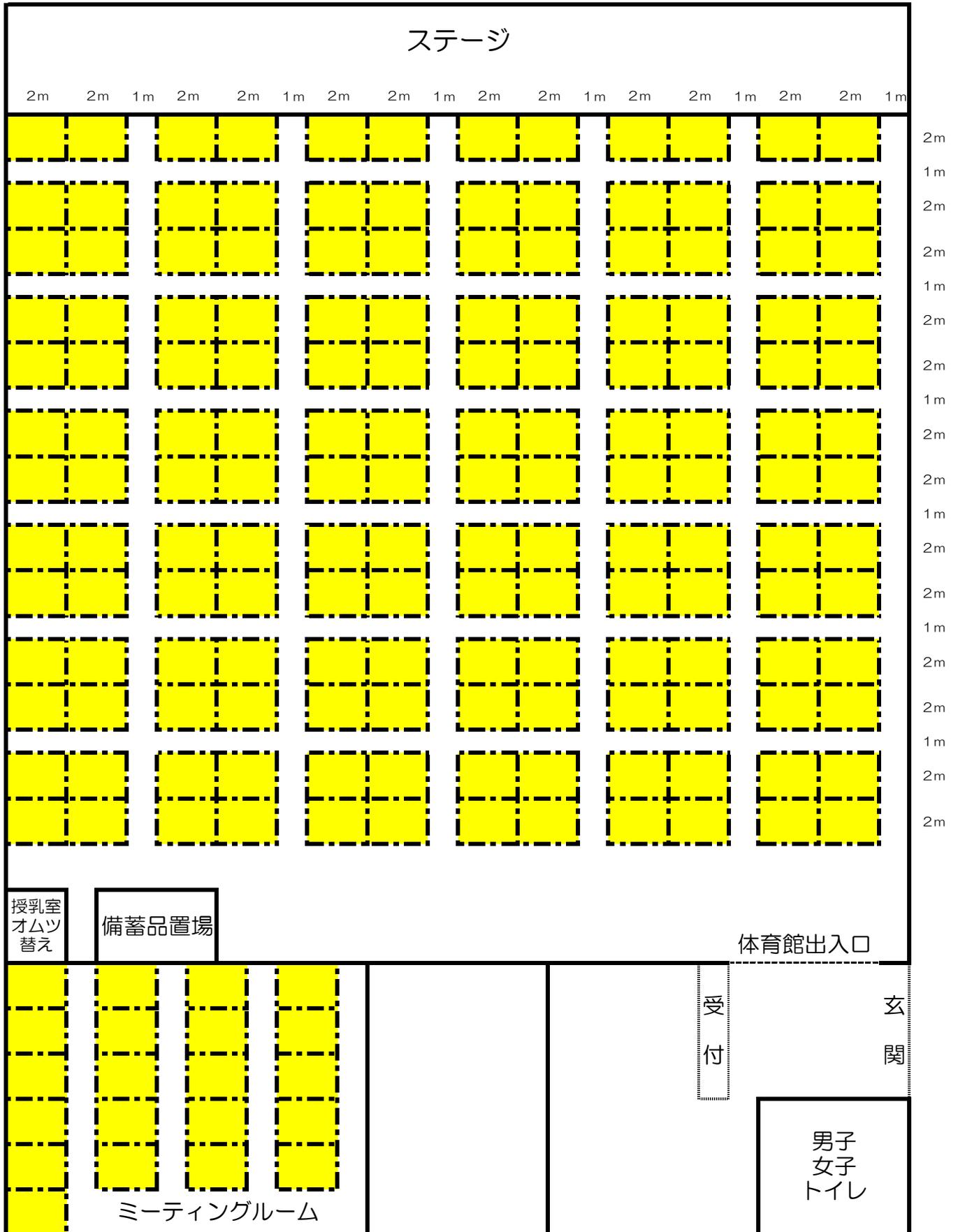
野木中学校潤心館 レイアウト

収容人数 80名



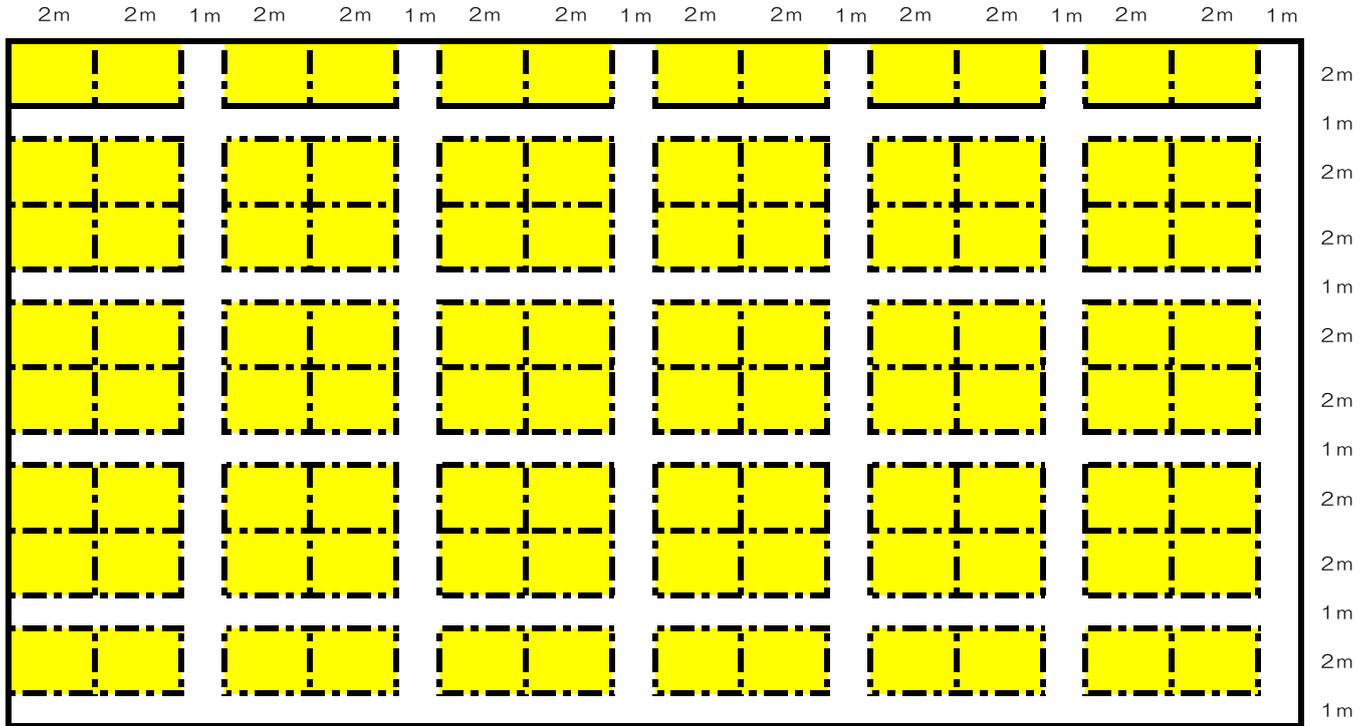
野木第二中学校体育館（1階） レイアウト

収容人数 177名



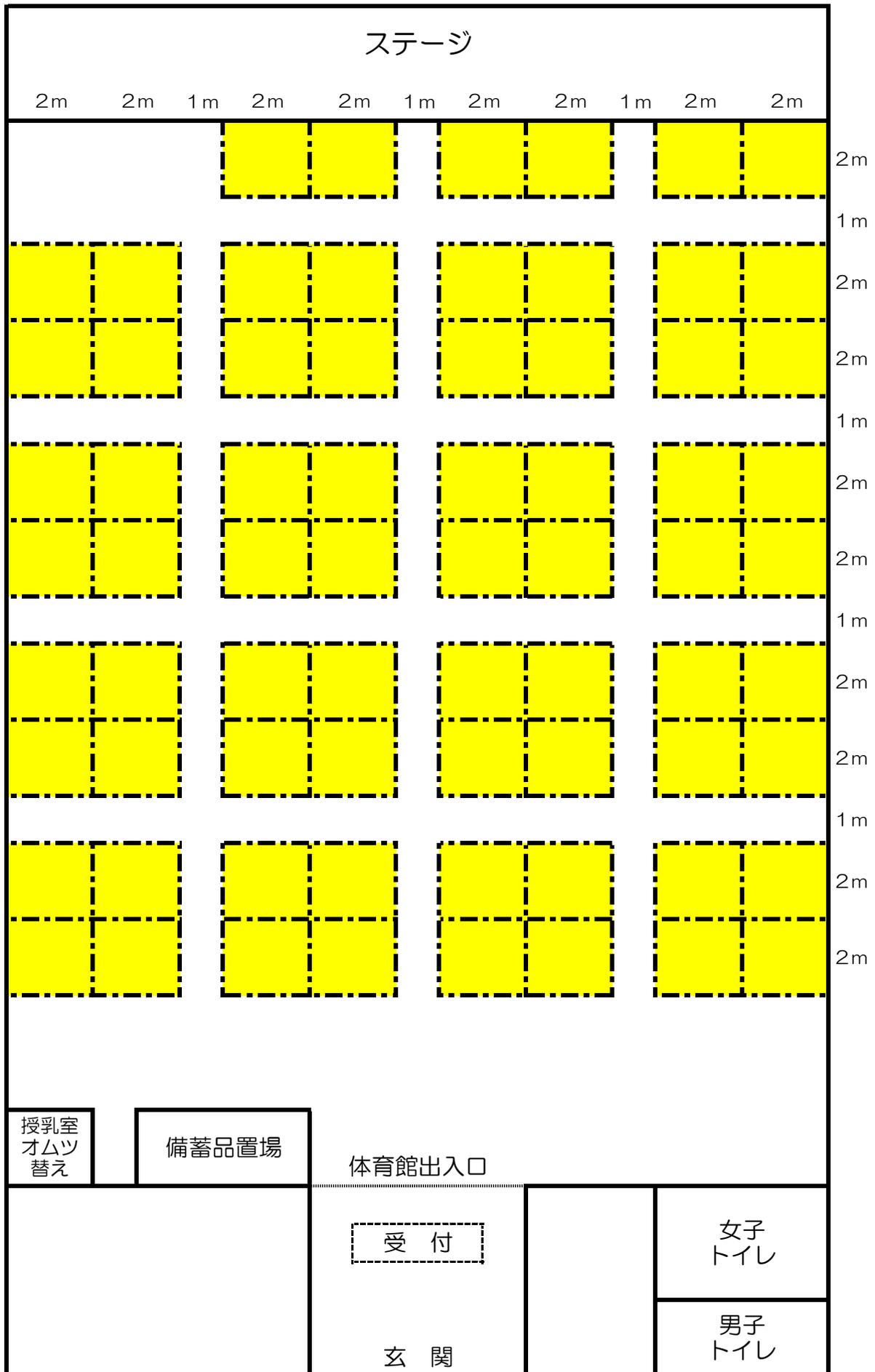
野木第二中学校体育館（2階） レイアウト

収容人数 96名



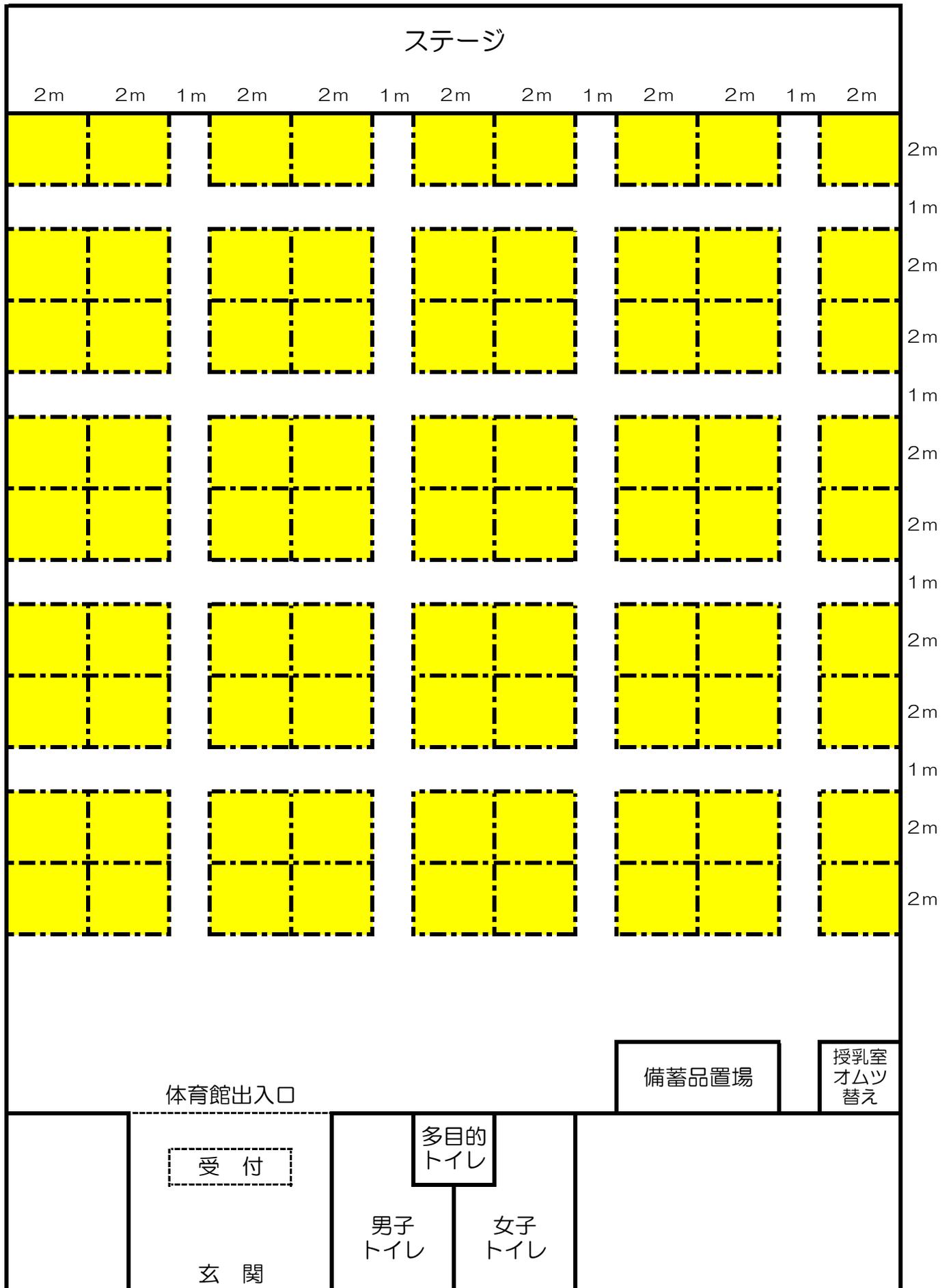
友沼小学校体育館 レイアウト

収容人数 70名



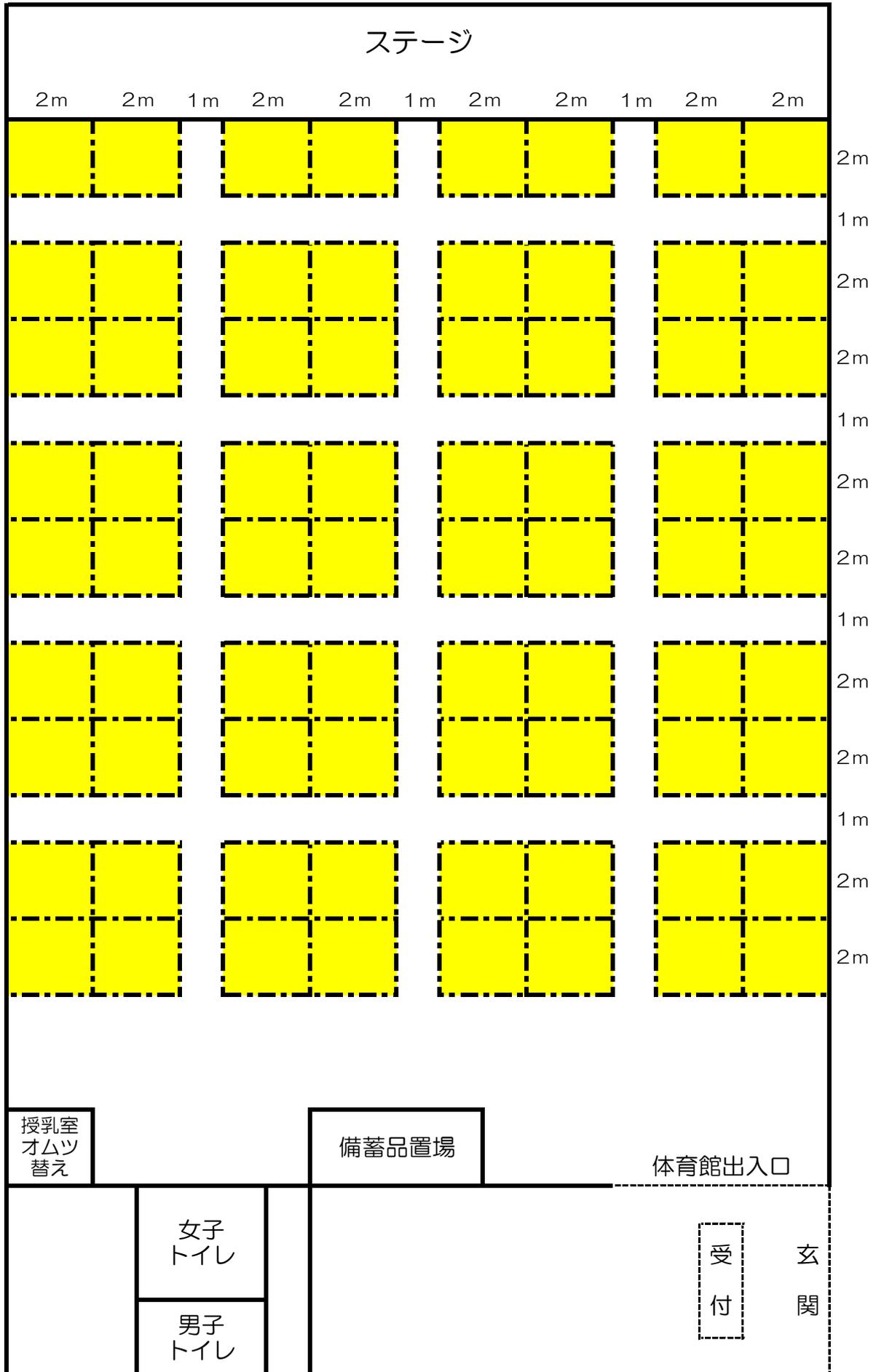
野木小学校体育館 レイアウト

収容人数 81名



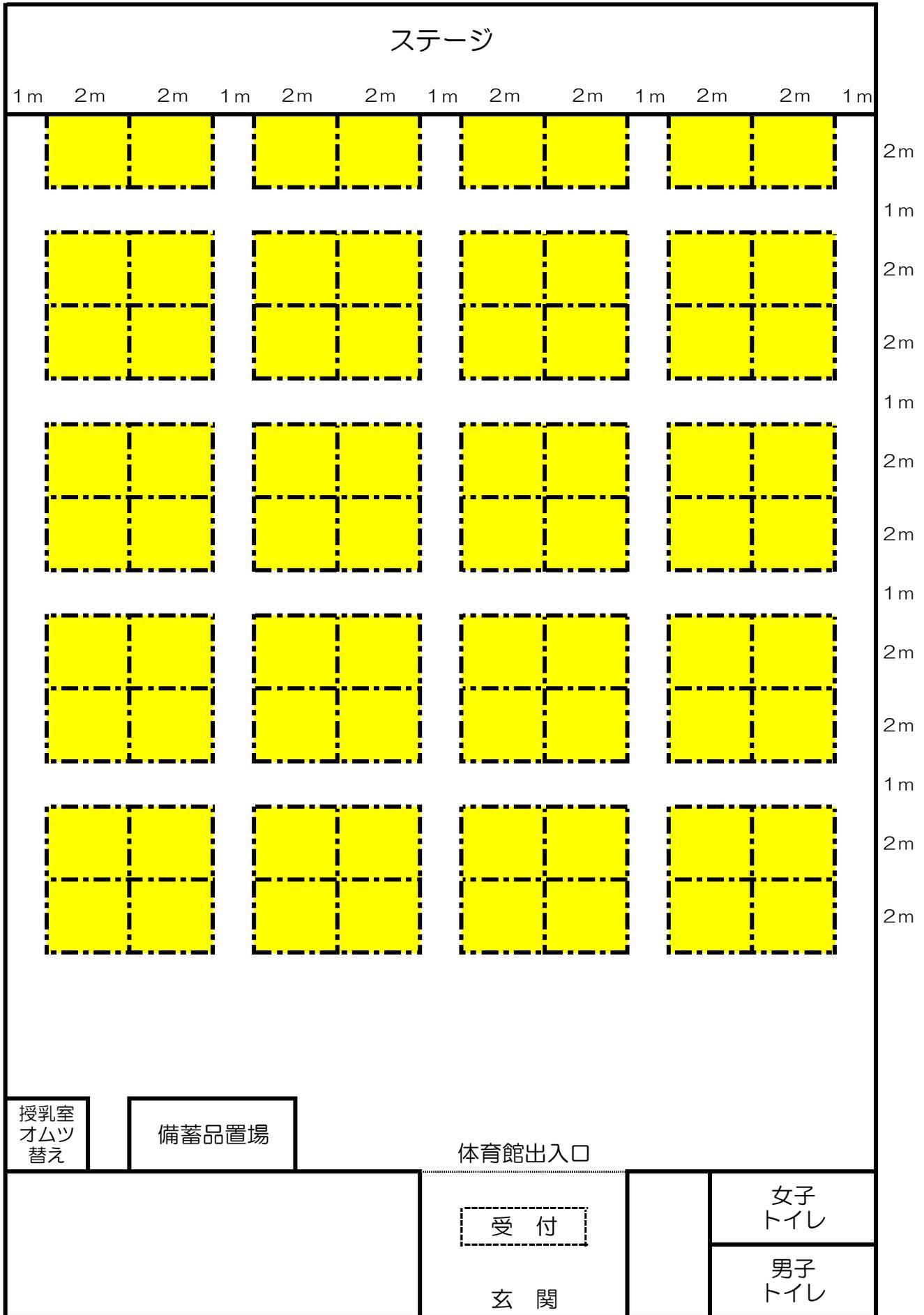
佐川野小学校体育館 レイアウト

収容人数 72名



南赤塚小学校体育館 レイアウト

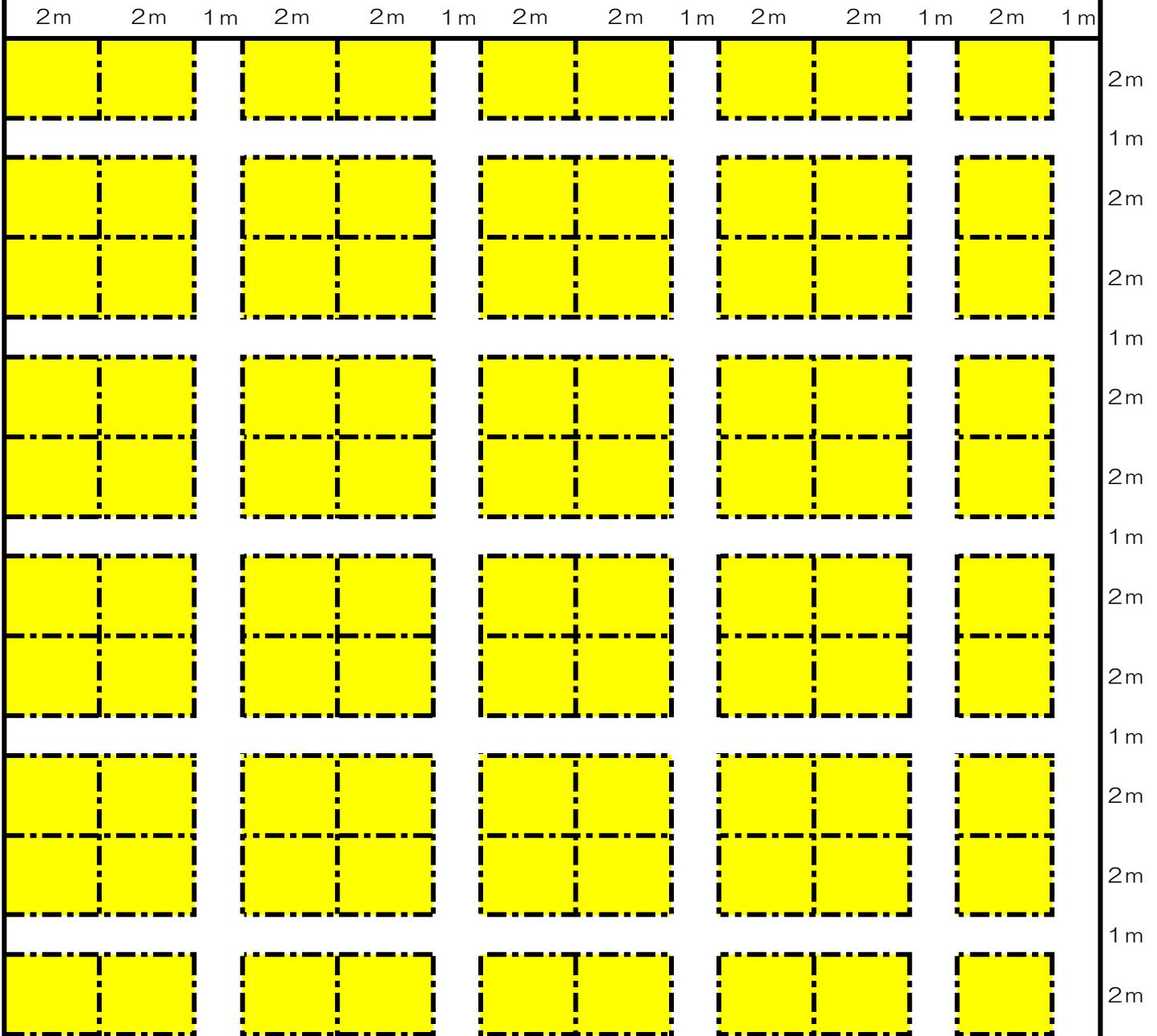
収容人数 72名



新橋小学校体育館 レイアウト

収容人数 90名

ステージ



エニスホール（小ホール） レイアウト

収容人数 36名

女子トイレ

男子トイレ

